

宝塚市消費生活協議会 第2回

日時：平成28年（2016年）12月26日（月）15：00～17：00

場所：宝塚市役所3階 特別会議室

	<p>1 開 会</p> <p>欠席委員の確認：1名</p> <p>傍聴希望者：なし</p>
会 長	<p>皆様こんにちは。</p> <p>ただいまから、第2回の宝塚市消費生活協議会を開会いたします。</p>
事務局	<p>本日の出席委員は12名中11名ですので、協議会規則第5条の規定による「半数以上」であり、会議が成立していることを報告します。</p>
事務局	<p>本日、傍聴の希望者はありません。</p>
会 長	<p>それでは、ただ今から、議事の進行をさせていただきます。今日は、この後条例案の審議を実施し、答申を行うのですが、議事進行が前後するかもしれませんが、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>（配布資料の確認を行う）</p>
会 長	<p>本日は、第2回目の審議であり、「宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案」を当協議会として決定する必要がありますので、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>今回の条例の内容は、消費者安全法の改正に基づいて、「宝塚市消費生活センターの組織及び運営等」について制定するものでありますので、そのことを理解したいと思ひます。</p>
事務局	<p>（規則（案）について説明を行う）</p>
会 長	<p>それでは、議題（1）の条例案について審議に入りたいと思ひます。</p> <p>改めてこの条例（案）に関しまして、各委員のご意見をお願ひします。</p>

委員	<p>前回、私の方で色々ご意見を言わせていただきましたが、検討いただいた結果、これで行きたいと判断されたと理解しています。</p> <p>それで良いのかなと思うようになった理由については、理屈の上では行政法ですので、組織についての決定を決めた組織法とその組織がどのようにして、いわゆる権限をもつのかとその権限をどのようにして使うのかという作用として、この二つを区別して条例上規定する必要があると申し上げました。</p> <p>組織法と作用法の区別については、宝塚市事務分掌条例があって、宝塚市はこれによるとの説明をいただきました。</p> <p>宝塚市は、この条例に基づいてされている。それこそ地方自治であって、市がそうされているのであれば、構わないと思う。</p> <p>もう一つは、実際のところ業者から権限があるのかといわれたとき、条例案と規則案をかぶせて見ますと、広く事務をすることで、権限があると思います。。</p> <p>前回色々申し上げましたが、条例・規則それぞれで効力が発生するのであればいいのかなと思いました。</p>
会長	<p>他にご意見等がないようですので、これをもって、「宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案」を決定したいと思います。委員の皆様よろしいですか。</p>
委員	<p>私自身、これで行かれるのであれば、問題はないと思っています。</p>
会長	<p>それでは、以上をもって「条例案」を決定します。</p>
会長	<p>次に議事（２）の「答申」についてですが、答申書についてご意見はありますか。</p> <p>ご意見等がないようですので、この内容でこの後、当協議会から宝塚市長へ「条例案」について答申をしたいと思います。</p>
会長	<p>次に議事（３）「その他」ですが、せっかくの機会ですので、前回に続いて各委員から消費者教育・啓発に関して、それぞれの取り組みや近況などをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>前回の条例案審議のときに、私は昨今のトラブルで、多くなっているのがイ</p>

ンターネット等の問題であり、親子さんが大変お困りであると思いました。親子さんが子どもを連れて相談に行くときなど考えると土曜日を開いていないのかなと思いました。

市の規則案では、変更できると書いてあり、相談について、第2、第3土曜日、午前中だけでも開いておればと思っています。

今後、特別日などの、相談日を設けている消費生活センターであってほしい。市民としても心強いと思う。

事務局

ご意見いただいたことについて、土曜日、日曜日に相談されたい人には「消費者ホットライン188」のご案内をしています。もう一つは全国相談員協会が、全国に2つあり。一方が土曜日、一方が日曜日で内容に応じて案内しています。

しかし、年末・年始の6日間は、主要ホームページで、クーリングオフの仕方等を説明をしておりますが、相談は対応されていません。

委員から意見のありました土曜日については、相談員の対応など難しいと思っています。

会長

職員の労働条件にからむが、窓口をあけるところもあります。

センターだけの問題でなく、市行政全体のことでもあり、消費者の相談をするときは、前向きに検討していただければありがたい。

県の方ではどうでしょうか。

委員

土・日については、同じ対応です。

県は、7つあるが、施設がたまに開いているのですが、市への支援であれば、県としても検討していく必要があると思う。

会長

宝塚市一市だけでは難しいが、西宮市、芦屋市等との連携が必要です。

土曜日は、県のコーディネートを受けながら、今後検討していただきたい。

委員

年間どの位の相談があるのだろうか。件数が少なければ、相談員の人数を減らしてするとか、工夫をしていただきたい。

母親が仕事をされている状況などから、市民が近い距離感で行ける所を検討してほしい。

会長

相談体制については、現役世代のわれわれと高齢者世代について、昨年議論

したが、センターだけで解決できるものでないが、このことはお伝えいただきたい。

事務局

ありがとうございます。本来ならば、365日対応できればそれに越したことはないが、実質的な費用対効果を考えると、折り合いをどこかでつけて行かなければと思います。たとえば、市民課では、ひっこしの多い日に土・日窓口を開けるほか、勤労世帯を対象としては、納税の相談等もしている。この相談が、期間限定で良いのか、私たちも検討していきたい。

会長

インターネットの事業者への立入は、消費生活センターがすることは無理なのでしょうか。

事務局

消費生活条例について前回説明しましたが、阪神間では、西宮市が制定されています。県条例で県の生活科学センターでは、指導されているが、立入検査等、特商法では、国と県がそれぞれの役割によってそれを行っていくことになっており。市がそれをするのは、今のところ考えていません。

会長

県と緻密な連携の中で対応していくこととなります。
その他ありませんか。

事務局

消費者教育推進計画法に基づいて、すみれ隊養成講座を実施します。定員までには至っていませんが、内容は、消費者とセンターをつなぐを目標として、サポートする人、活動する人を第一に考えています。

活動するグループ等で何か困っている方があれば、センター、相談員に案内をしていただき、見守り活動をどう進めていくか、社協、地域包括センター、民生委員、自治会等で活動されている方と連携をとりながら、高齢者の方の様子がおかしいとき相談してもらおうようにします。

最近、地域包括センターの情報で、高齢者に色々と物が送られ、本人は何も言わないが、相談員と相談し、クーリングオフにより解決した事例があります。

ある銀行では、何年も預金の動きがない場合は凍結し、お金が出されないようにする取り組みを発表していた。

地域での見守りについての活動支援を、サポーターをお願いをしたいと思っています。

第1回目は、鈴木弁護士のお話、第2回目は当センター相談員、第3回目は

内閣府消費者委員会委員の方をお願いをしています。

会 長 各委員の方も、お声かけをお願いし、これからの方向性についても教えてほしい。

会 長 講座に参加された方に、ボランティアとしてまた、コーディネーターとして、機能していただけるように、センターが働きかければ、ある程度動き出すと思います。

委 員 社協でも、サポーターの養成をするのですが、その後知識を持った人を育てることや、実際の活動をする事など、これといった活動に結びついていません。

地域の中で私やりますと言われても、地域の活動について、色々な役割の方がおられるのでその調整は難しいと思う。

コープ、ヤクルトの方などにもサポーター講座を受けてもらえれば、うまくいくと思います。

会 長 この話は、大変難しいが、知恵を出し合ってやっに行かなければならないと思います。。

会 長 ここで当協議会から宝塚市長へ「条例案」について、答申をしたいと思いません。

(秋山会長が答申書の内容を読み上げ、その後、中川市長に渡す。)

(中川市長あいさつ)

会 長 大阪瓦斯と神戸市の間で連携を結び、高齢者の見守りについて何か役割をしていく活動がされていると聞いた。

宝塚市でも色々なところを巻き込んで行くことが大事なので、どんなことでもいいので、何か新しいものが動き出ればと思います。

委 員 消費者問題は、行政と団体だけでなく事業者も入ってやっに行かないと意味がないと思います。

事業者、行政、消費者の会をセンターで持ってほしい。その中で寄り添って

話し合う中で、色々な話が出て来ます。

生活大学を開催していますが、参加者は、昔は女性が多かったが、今では男性の方が多い状況です。

生活大学で、話しを聞くことだけでなく、宝塚市民として、行政と話し合いを持ちたいという意見が多かった。今後会話をしていきたいと思います。

会 長

今話を聞いて、明石市では、公園のあり方を皆で共有し、地域の行先を考えて、色々な方に集まっていただき、話し合っでルール作りをして動きだしたことがありました。話し合うことがきっかけづくりになると思います。

他にも何かあれば、今後もセンターへのアドバイス、ご意見をお寄せください。

会 長

それでは最後に、事務局から連絡等お願いします。

事務局

(事務局から連絡事項)

① 次年度の消費生活協議会の開催について

平成29年度も2回の開催を予定し、「消費者教育推進計画に基づく事業の実施状況」について、報告を行ったあと審議をお願いしたいと考えています。

② 各委員の皆様は任期は平成29年3月31日までとなっていますので、次年度につきましては、改めて委員の推薦をお願いするとともに、公募委員につきましては改めて募集をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

事務局

今日はどうもありがとうございました。いただきました答申により、この3月市議会に条例案として、提出させていただきます。

より良い相談業務をどうして行くのかなど、検討していきたいと考えます。

本日は、ご出席ありがとうございました。

今後とも、ご協力をお願いいたします。

会 長

本日は、「宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案」について答申をさせていただきました。審議に当たりましては、委員の皆様には何かとご協力いただき、ありがとうございました。

また、平成29年度におきましても、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

ますとともに、益々のご健勝をお祈りいたします。

どうぞ皆様よいお年をお迎えください。

それでは、予定の終了時刻（午後5時）になりましたので、本日の協議会を終了としたいと思います。

本日はありがとうございました。